

国土交通大臣
齋藤 鉄夫 殿

建築BIM加速化事業
代表事業者登録事業者

建築BIM加速化事業に係る補助対象事業の補助事業完了後
継続した利用に関する国土交通大臣承認申請

標記の件について、「建築BIM加速化事業募集要領」5.3（1）
（2）（3）利用料、購入価格2万円以上であり、かつ実績報告
以降も利用する場合、補助事業完了後も当該プロジェクトの建築
B I Mに利用する旨、国土交通大臣に承認申請する。

- 1、代表者事業登録番号
- 2、プロジェクト名
- 3、プロジェクト番号
- 4、交付決定番号
- 5、補助事業者
- 6、補助事業者番号
- 7、補助対象経費のうち承認対象経費

(1)BIMソフトウェア利用費	・ 利用開始時期 ・ 補助対象額	・ 利用終了時期 (内、超分	千円/税抜)
(2)BIMソフトウェア関連費	・ 利用開始時期 ・ 補助対象額	・ 利用終了時期 (内、超分	千円/税抜)
(3)C D E 環境構築費・利用費	・ 利用開始時期 ・ 補助対象額	・ 利用終了時期 (内、超分	千円/税抜)

以上